

未婚のひとり親に対する寡婦（寡夫）控除の見直し

- 婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子（総所得金額等が48万円以下）を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」（控除額35万円）が適用されます。
- 上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として、控除額27万円を適用し、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても、男性の寡夫と同様の所得制限（合計所得金額500万円以下）が設けられます。

※ひとり親控除、寡婦控除のいずれも、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある人は対象外です。

新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに日本国内で開催する予定だったものであり、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止などされた文化芸術・スポーツイベントについて、チケットの払戻しを受けない（放棄する）ことを選択された納税者は、その金額分を寄付とみなし、寄附金控除を受けられます。寄附金控除の対象となるイベントは文化庁HPおよびスポーツ庁HPを確認してください。

医療費控除

—医療費の領収書の提出が不要となり、明細書の添付が必要で—

平成29年度の税制改正に伴い、医療費控除の適用を受ける場合に必要な提出書類の簡略化が図られています。経過措置により令和元年分までは、医療費の領収書を確定申告書に添付または提示により控除を適用することができましたが、令和2年分以後、医療費の領収書に基づいて必要事項を記載した医療費控除の明細書の添付が必要です。

なお、医療費の領収書は、自宅で5年間保存する必要があります（税務署が必要に応じ医療費の領収書の提示を求められる場合があります）。また、健康保険組合などから交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。※医療費通知とは、健康保険組合などが発行する医療費のお知らせなどです。

要介護認定者の医療費控除・障害者控除

医療費控除に必要な確認書の発行

確定申告の医療費控除は、寝たきりの人のおむつ代も控除の対象です。医師が発行するおむつ使用証明書とおむつ代の領収書を添付することで医療費控除が受けられます。控除を受けるのが2年目以降の要介護認定者は、おむつ使用証明書の代わりとなる主治医意見書内容確認書を発行できる場合があります。

※確認書は、要介護認定時に使用した主治医意見書より判断するため、該当しない場合は発行できません。
※2年目以降の人も医師が発行するおむつ使用証明書で控除は受けられます。

障害者控除に必要な確認書の発行

確定申告の障害者控除は、65歳以上の要介護認定者（要介護1以上）も控除の対象となる場合があります。本人または扶養親族が控除の対象者に該当し、控除を受ける人は、障害者控除対象者認定書を発行します。

※令和2年12月31日現在の認定状況などにより認定書を発行できない場合があります。

※障害者手帳などを持つ人は、認定書がなくても障害者控除を受けることができます。手帳と認定書の障害者区分が違う場合は控除額の多い方で申告できます。

※認定書は障害者手帳の代わりになりません。

申 介護保険被保険者証を持参して長寿課へ。 問 長寿課(☎62-1013)

東海税理士会による無料確定申告相談会

時 2月13日(土) 10時～16時30分

場 産業振興センター604会議室

対 税理士または税理士法人が関与していない納税者

※土地・建物・株式の売却のある人、住宅借入金等特別控除の適用を受ける人、前年分の所得金額が300万円を超える事業者、贈与税申告などは対象外

持 確定申告に必要な書類（マイナンバーがわかるものを含む）

申問 前日までに、電話(77-3636)で東海税理士会へ（先着順）。

